【重要】福島県収入証紙の廃止について（令和10年度内）

令和10年（2028年）9月末をもって、福島県収入証紙の販売が終了します。

収入証紙は、現在、福島県計量法関係手数料の納付に使用されていますが、福島県では、県民の利便性向上のため、これらの手続きについて収入証紙に代わる納付方法としてキャッシュレス決済等への移行を進めています。

このことに伴い、令和10年（2028年）9月末をもって収入証紙の販売を終了することとし、手続きを進めています。

（収入証紙の販売期間）令和10年（2028年）9月末まで

※　令和10年（2028）年10月以降は、収入証紙を新たに購入することはできません。

（収入証紙の利用期間）令和11年（2029年）3月末まで

※　令和11年（2029年）4月以降は、既に購入している収入証紙についても手数料等の納付に利用することはできません。

詳しくは、福島県出納局のホームページにてご確認ください。

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/revenue-stamp.html